

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）62条3項の規定による保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して平成29年3月29日付けの通知書で行った保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

法30条が居宅保護の原則を定めているところ、本件指示書の内容は路上生活からアパート転宅を認めるために更生施設に入るといふ法にない要件を付加するものであるし、居宅保護のアセスメントシートを見る限り居宅生活を認めないという結論は導きたいから、本件指示書の内容を強制することは法27条3項及び法30条2項違反である。

また、本件処分には理由付記の違法がある。

さらに、請求人が処分庁に本件弁明書を提出した平成29年3月23日以降にケース診断会議は開催されておらず、弁明の機会が実質的に付与されていないので、本件処分は法62条4項に違反する。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 2月 1日	諮問
平成30年 3月13日	審議（第19回第2部会）
平成30年 4月 4日	審議（第20回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法は、日本国憲法25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする（法1条）。

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法4条1項）。そして、生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする（法1条）とされ、ただ

し、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができるとされ（法30条1項）、この規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならないとされている（同条2項）。

(2) そして、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（法27条1項）、被保護者は、これに従わなければならないとされている（法62条1項）。なお、法27条1項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない（同条2項）、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制しうるものと解釈してはならないとされている（同条3項）。

(3) 保護の実施機関は、被保護者が法62条1項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるとされている（同条3項）。

(4) この場合、保護の実施機関は、当該被保護者に対し、あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知することにより、弁明の機会を与えなければならないとされている（法62条4項）。

(5) 法の解釈運用指針である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）によれば、被保護者が書面による法27条の指導指示に従わない場合に、保護の変更によることが適当でない場合は保護を停止することとし、保護の停止後においても引き続き指導指示に従わない場

合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合、法62条の所定の手続を経た上で保護を廃止することとする。また、上記にかかわらず、保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるときは、保護を廃止することとされている（課長通知第11・問1の答）。

- (6) また、処分の理由付記の程度について、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問10-14（答）によれば、「本法において、決定通知書に決定理由を付記しなければならないこととされている（法第24条第4項、第25条第2項及び第26条）ことは、本法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあるところから、保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものである。したがって、決定通知書に付記すべき理由は、そのような趣旨を満足させるものでなければならない。これを保護の決定のそれぞれについて具体的に示すことは、困難であるが、個別のケースに応じて、決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましい」とされ、また、「生活保護運用事例集2017」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。以下「運用事例集」という。）問9-3によれば、「処分の決定通知書の理由付記の程度は、単に根拠規定を示すのみでは不十分であり、どのような事実に基づいてどのような法的理由（処分の要件）により当該処分がおこなわれたのか相手方において十分認識し得る程度に示すことが必要である。（中略）指示違反を理由とした不利益処分の場合、理由の付記が『指示違反による』や『生活保護法

第62条による』等では不十分であり、瑕疵ある行政処分としてそれだけで取消しを免れない。付記の程度において求められる『認定事実』及び『処分の要件』を十分に付記する必要がある。付記の一例としては、次のようなものが考えられる。『生活保護法第27条により〇年〇月〇日に行った〇〇〇〇の文書指示を履行せず、同法第62条第1項の指示等に従う義務に違反したので、同法第62条第3項の規定に基づき、保護を停止します。』とされている。

なお、運用事例集は、法62条3項の規定に基づく処分通知書における理由付記に係る法の解釈・運用として合理的なものであると認められる。

- 2(1) これを本件についてみると、処分庁は、平成28年8月の保護開始後、援助方針を「療養に専念する。自立した生活を送れるように援助する。」として、請求人に対し、施設入所による生活の立直しに向けた口頭指導等を継続してきた。しかし、請求人は平成28年8月に入寮した〇〇を施設内規則違反等から同年9月13日に退寮となり、同月16日に入所した〇〇を迷惑行為により同月26日に退所となり、その後入所が可能となった更生施設である〇〇への入所を同年10月26日に拒絶する等の状況が続いたため、処分庁は、同日付けの本件指示書により、法27条の規定による文書指示をすることとなったものと認められる。

そして、本件指示書（別紙1）による指示の内容は、「(1)入所可能になり次第、即日、更生施設に入所すること。(2)入所後は施設の管理規定に従い、他の入寮者や施設職員への迷惑となるような行為を行わないこと。退所処分を受けることがないように行動し、入寮を継続すること。」とするものであり、自立の助長という法の目的に沿い、かつ、請求人にとって実現可能な

ものと認められる。

しかし、請求人は、本件指示書による指示の後においても、入所を指示された〇〇に入所日の平成29年3月14日に現れず、施設に入所する気はない旨を処分庁の職員に対して回答する等、施設への入所を拒絶する状況を繰り返したことが認められる。

そこで、処分庁は、同月16日付けの本件弁明機会通知書により、弁明日時を同月23日（木）午前10時と指定して請求人に通知するとともに、同月22日、請求人についてケース診断会議を開催し、単身アパートにおける生活能力が備わっていないとしてアパート転居を認めず、翌日の弁明機会において然るべき弁明が行われなければ生活保護を廃止することとしていたことが認められる。

そして、請求人は、同月23日に弁明の機会に出頭し、本件弁明書（別紙3）を処分庁に提出しており、本件弁明書において、更生施設では一日650円しか支給されず、テレビはないし夜の門限はある、そんな中でどう自分の人生を開いていけるのか疑問を持つ等の旨を主張した。しかし、請求人が本件弁明書に記載したこれらの事情は、いずれも本件指示書による指示に従わない正当な理由に該当するものとは認められない。そうすると、請求人は、正当な理由なく本件指示書による指示に違反したものといえる。

以上のことからすれば、処分庁が、請求人が書面による法27条の指示に従う義務（法62条1項）に違反し、上記の経緯から、請求人の施設に入所しないという意思は強固であり保護の停止を行うことによって指示に従わせることが著しく困難であるとして、法62条3項に基づき請求人の保護を廃止した判断に不合理な点があるとまではいえない。

(2) 次に、本件における処分通知書の理由付記の程度についてみると、本件処分通知書の「決定した理由」欄には、「生活保護法第62条第1項に基づく、指示義務違反のため」との記載がある。

そして、処分庁が請求人に対して行った法27条による指示は、平成28年10月26日付けの本件指示書による指示のみであることから、請求人において、本件処分通知書に記載されている「指示」が何を指すかを理解することは容易と考えられる。また、同日、処分庁の職員は請求人に対して、指示に従わない場合は生活保護が廃止となることを予め口頭で伝えていた。さらに、本件処分通知書に先立つ本件弁明機会通知書の「処分を行おうとする理由」欄においては、「生活保護法第27条第1項に基づき、平成28年10月26日付けの文書で指示した事項『入所可能になり次第、即日、更生施設に入所すること。』について履行せず、同法第62条第1項の指示等に従う義務に違反したため」と、認定事実及び処分の要件が詳細に記載されていた。以上の一連の手続をも考え併せると、本件処分通知書における理由付記は、法27条による平成28年10月26日付けの本件指示書による指示に従う義務（法62条1項）に違反したという認定事実に基づき、法62条3項を適用して廃止がなされたという本件処分の要件を、請求人において十分認識しうる程度に示していたものといえる。

(3) したがって、本件処分は、上記1の法令等に則って適正かつ妥当になされたものと認められる。

3(1) 請求人は、上記第3のとおり、法30条が居宅保護の原則を定めているところ、本件指示書の内容は路上生活からアパート転宅を認めるために更生施設に入るという法にない要件を付加するものであるし、居宅保護のアセスメントシートを見る限り

居宅生活を認めないという結論は導きがたいから、本件指示書の内容を強制することは法 27 条 3 項及び法 30 条 2 項違反である旨を主張している。

しかし、処分庁は、請求人が寮や施設を退所等となる状況を繰り返してきた経緯から、請求人が直ちに居宅生活を行った場合には近隣とトラブルを生ずることが十分に予見され、安定した日常生活を送るとの目標を達しがたいと判断し、施設職員の見守りと生活指導によって請求人が安定した日常生活を送るために必要な基本的な対人関係ないし規範意識を養わせるために、法 30 条 1 項に基づき、請求人を「身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とするよう保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設」（法 38 条 1 項 2 号及び同条 3 項）である更生施設へ入所させることとしたのであるから、このことをもって本件指示書が法にない要件を付加したものと認められず、また、法 27 条 3 項及び法 30 条 2 項に違反して被保護者の意思に反して入所、指示を強制したものとまでは認められない。

- (2) また、請求人は、上記第 3 のとおり、本件弁明書を提出した平成 29 年 3 月 23 日以降にケース診断会議が開催されておらず、弁明の機会が実質的に付与されていないので、本件処分は法 62 条 4 項に違反すると主張している。

しかし、法上、処分庁は、保護の廃止等について、必ずしも弁明の機会の付与後におけるケース診断会議の開催を義務付けられておらず、同月 23 日に弁明の機会が付与された後、同月 29 日に、同月 24 日付けでの保護廃止が決定されたという経過のみをもって、必要かつ十分な検討がなされていないと認めることはできない。そして、本件処分が、同月 22 日にケース診断会議を開催した上、弁明の機会付与等の手続を経て行われ、

法に則って適正かつ妥当になされたものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

(3) したがって、請求人の主張をもって本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1ないし4 (略)